気仙沼市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年９月２６日

気仙沼市教育委員会
教育長　小　山　　淳

気仙沼市教育委員会規則第10号

気仙沼市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

気仙沼市立公民館条例施行規則（平成18年気仙沼市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中「記」を削り，

「

・市又は教育委員会主催　　・社会 ・その他（

教育団体
　　）

」を

「

・市又は教育委員会主催　　・社 ・幼稚園，小学校，中学校，特別保育所又は認定こども園 ・その他（

会教育団体
支援学校（高等部を除く。），
　　）

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日において，改正前の気仙沼市立公民館条例施行規則の規定に基づく様式で，現に残存している用紙については，必要な調整をした上で，当分の間，改正後の気仙沼市立公民館条例施行規則の規定にかかわらず使用することができる。